

昭和三年十月十四日

第一回 福生町議会臨時会々議録(第一日目)

昭和三十一年十一月十四日第一次臨時議会
場人招集の件

一、出席議員は次のとおりである。

一番 磯村武夫君 二番 山下幸三君 三番 西村光人君

五番 高橋孝市君 六番 渡井明君 七番 筈本喬夫君

八番 青藤真一君 九番 細川晋一君 十番 山下久吉君

十一番 平井賢治君 十二番 渡辺三郎君 十三番 青藤博君

十四番 吉田清君 十五番 高橋千春君 十六番 米泉董君

十七番 高水惣八君 十八番 村野弘君 十九番 田村祐一君

二十番 岸茂君 二十一番 中西亮蔵君 二十二番 大久保一郎君

二十三番 石川信義君

一、欠席議員は次のとおりである。

四番 清水孝君



一、欠員は次のとおりである。

二十四番

一、議事事務局の取員は次のとおりである。

議事事務局長 町田信二君 議係長 島田猛君 内田和雄君

一、地方自治法第百三十一条の規定による出席説明員は次のとおりである。

町長 瀬古清蔵君 助役 川島金吾君 助役 篠崎俊夫君

収入役 大野忠一君 教育長 橋本兵五郎君 総務課長 實井喜代次君

財政課長 橋本孝蔵君 水道課長 高水求君 農務課長 森田 延君

民生課長 古谷徳男君 産業課長 上野重勝君 土木課長 猪俣靖吉君

一、本日の議事日程は次のとおりである。

日程第一、会期の決定について

日程第二、会議録署名議員の指名について

日程第三、町政運営に關する重要問題について

一、本日の会議事件は次のとおりである。

議事日程と同じである。

午前九時十一分開議

一、議長、石川信義君、お早ようございます。本日何かと忙し

いところはなれども多数がお席願ひをしまして誠にありか

うございます。本日の会議につきましても絶大なるご協力も

お願い申し上げます。

次はいますから昭和三十一年度第一回福生町議会臨時会を開催に

いたします。出席議員は現在三十二名でございます。さうして本日の

会議は成立いたしまして、次は町長から本日の会議を開きます。

日程に入ります前に町長からご挨拶をお願いします。

一、町長、瀬古清蔵君、非常にお忙しの中、早朝からご来

席、誠にありがとうございます。次は議長からご挨拶をお願いします。

ように、臨時会を開催していただくべく、誠に苦勞さす。本日もよろしくお願ひいたします。

一議長（石川信義君） 日程第一会期の決定について議題に供

します。本会議期については、議会運営委員会に於いて検討されております。委員長より報告願います。

二一番磯村武夫君 本日の臨時会に際しまして、去る十三日に

議会運営委員会を開催して慎重に審議したわけであつて、いまだなにかおかしな点もなくあるかと思ひます。かゝるとか一日で終らせたいと思ひ、会期を一日と決定したわけであつて、よろしくお願ひいたします。

一議長（石川信義君） 本会期につきましては、大いなる委員長から報告がありました。とあり、本日一日と決定すること、お賛成ありませんか。

（賛成なしと呼称あり）

一議長（石川信義君） お賛成なしと認めさう決定いたします。

一議長（石川信義君） 日程第二会議録署名議員の指名を行います。署名議員の指名は、会議規則第九十二条の規定により議長に於いて指名いたします。

三一番中田虎蔵君

二二番大久保一郎君

一番磯村武夫君

以上三名の方にお願ひいたします。

一議長（石川信義君） 日程第三町政堂上における重要問題について議題に供します。本件に対し発言がありましたら、よろしく。

一、二番（大久保）郎君。 叔めりぐん手議題となつておられます。
町政運営上における重要問題についてという関係につき
が提案申し上げまして比留さん方のご審議をお願ひ
したいと存じます。 今臨時会を開催するに至ります
まの経緯と、又今回のいろいろな問題につきまして
わけわけ議員としての態度につきまして申し上げ、さうし
正事件云々という点については町民も重要視してお
りますので、うらなひついてもは後刻理事者から十分説
明を願ひ、さうし議会として十分検討すべきにして、そ
の結論をとり、その責任を明らかにしたいというふう
に存する次第でございます。 今回の不正事件云々につま
まして十一月五日におきまして衛生協同会り会合か
後場り二階におつたわけですが、その会合の終了後、

牛渡第三町内会長であるところの高波さんより町長が不正云
々というところの問題が端を発し、現在におきかたわけが
すかやうした問題が町の中にも知れわたりました。非常に
住民から配られております。さういふ点、私ども議員と
しても非常に残念を感ずると存じます。とくに不正と
いう点についてはわけわけ議員としても早急に究明
しよう問題を明らかにしなければならぬ重要な問題で
ありますので十一月十日に二十三名の議員に署名署名
捺印によつて本日の議会招集となつたわけが、議員諸
君に署名招集は町はじつ々々以来のことでありました。
又二十三名の署名捺印ということは全員でありまして、全
体的にも例がないと思ひます。とさう議会におきまして
各派、党からして全員という事はなく、全国的にも例

りない招集であると思ひます。さうした点から考え、福生町議会が一本化してつづかうことは今後町発展ということから非常に喜ばれたいと思ひます。か、場合によりと危険な点もあると思ひますが、十一月十日に全員の署名を捺印してつづかう議会招集をお願いしてあげてあります。さうさうな不正という問題を永く放置しておくと、このことは町行政の麻痺、あるいはこれからの全町民に及ぼす、理事者、議会ともにも信頼感をなくすということから町発展をも阻害し、上級官庁に知られた場合、せめて理事者、議会の築いたところの大きな信頼感を失つと今後町政運営上不利を招くということもあります。その点、不正という問題は早期に解決してほしい問題であると思ひます。それ

今回の高波さんの発言が根拠があった。さうした点から、金の問題があります。又、町内会長は町の町民の心配をいふ、町の問題があります。福生町議会の権威にかけても、真実を徹底的に究明いたして、これと住民に訴えなければならぬと存じます。さういふ点からいふ、不正事件云々という問題は簡単に解決しうな問題ではないと思ひます。この真相について十分検討し、町の健全な発展をすすめる、又議員の立場から断然決断すべきだと考えます。その上で、慎重審議を切にお願いする次第です。さういふ点からいふ、高波さんはどういふことを言われておられたか、又町長はどのようなことを

おろか、この点はごつくばしんに詳しく説明願いたいと思ふ。又議長にお聞きしますか。不正云々の問題は福生町の事ならず、国保町村にまで知れわたつておることだ。このことをなせ福生町議会に長である議長は議会なり、全員協議会を招集しなかつたか。そうしたる方々はなかつたか。又町長にしてもさうであります。当然議会にはかちべきものとはお山ないということとは、これは議会軽視にもなり、さうして五、議長、町長のご説明を願いたいと思ふます。

議長へ石川常太郎君へ　　大い子大久保議員よりお聞きの通りの発言がなされたわけですが、おそれ町長より先に答弁させまいかと思ふます。

その前にご了解願いたいことは、本件については賢明な方

議員であり、さらに賢明なる理事者でありますので、本件は大い子発言がありましたように不正事件云々という問題がありますので、これは福生町議会にけり問題でもなくなるような点もあるやうに議長として十分配慮します。この点の理事録ということは、大い子私的の問題もあると思ひますので、本問題については法的な問題だけに止めさせてまいらざるかということをお願ひいたします。

大久保議員のご指摘に對しましてお答え申し上げます。大い子町民の中の一人数でも不正云々という問題があった場合におきましては議会の責任もありません。一刻も早く議会を招集しなければならぬという責任は常に痛感しておるところであります。しかしながら私達は

瀬古町政に對し信頼し、いろいろをテマのありましても、さうしることばないんだ、それは地方自治法というものがあ
りまして、町民にはわからないことは当然であつて、その
方々に私は懇切丁寧にもし瀬古町長に不安な町民
にあらうれば町長の責任ではなくてわれわれ議員の責
任にもなるわけでありまして、本問題について必死に
取組んだことは事實であります。その責任を申せとい
うことならば、償回で申し上げたいと存じますが、私と
いたしましてはあくまでもわれわれの信頼する瀬古町長
に對し、さういふ事實があらば議會の放つておかないといふ
ことは、地方自治法上、末端の政治を取り扱う上には議員
と同じ町民が町長を選挙し町政を行ひ、又町長一人がやる
りではなく議會の議決を経るわけでありまして、町長が

不正な町民の中にあつた場合、ふは町長にも責任があ
りますか議會にも責任があるかと私は思つてお
ります。従ひまして議會がある以上、さういふことは絶
對にない、又噂の噂とそんな問題について私もさうい
うふうに申し上げておるわけであります。

一 三番 大久保一郎君 議長として償回したり、又答弁
するにもやりおらうと思ひます。副議長と交替し
ていくのだらうと思ひます。

一 議長 石川信義君 大久保大久保議員より発言があ
りましてさういふ、二番副議長と交替させていたんだとい
と思つて、さういふ、三番副議長よりさういふ、

一 議長 石川信義君 「異議なし」と呼ぶ者あり
「異議なし」と認めさう決定いたし

ました。お約束する間暫時休憩いたしませう。

休憩 午前九時三十八分

開議 午前九時五十分

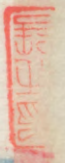
一、副議長（渡井明君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一、二十三番（大久保一郎君）

先程議長からご答弁いただきました。

ただ、私は福生町の議員として申し上げたいと存じます。当然住民の代表として提出されたお約束の議員であり、住民の協力も担ったわけですが、住民の心配されたお約束の問題は、大抵ずいぶんわづか究明しなくてはならない問題であり、又全議員もすべし聞いてお約束の問題であり、わけであります。公式的に町内会長さんの集ったい席上でもそれ大発言であり、それを知らないというのと、け好しい次女でございと思つし、議長は常日頃二十三



名の長であると言われ、お約束、全議員や町民が心配してお約束することに対して追求し、明確にするわけ、わづかの責任である。それをお約束、町民に安心して町発展のため協力していただくという関係で、全議員さんの署名をいただくわけでございます。全議員協議会は町長の又は議長が取権でござる問題であり、それを現在まで急ぐ、次々ということでは非常に残念であつたと思つて

す。今後こういうことは絶対にないようご注意申し上げます。おたいと存じます。

（議長「議長」と呼ぶ者あり）

一、二十三番（山下幸三君）

今回緊急臨時会が開かれ、わづか

です。本件については、私はまず本当にこの問題を取り上げ、それ以上立ち、先程議長は健康上の理由を申

して取りましたか。議会の運営上に支障をきたさないよう
なして、少く続行していかねばならないと思っております。本人の健
康上、即時入院しなねばならないような診断書が提出
されたら、以上即刻議会には休んでいかねば、その上で議会
運営していかねばならないと支障をきたし、又人権問題にも
なると思っております。その点、王市、お取り上げ願いたいと
思っています。

二十三番 石川信義君

大いいます。私の体も、あてていかね
ば、かみ感謝する次第でございます。私もいろいろ体
が疲れて取りまして、しかし、なかみ私も公選で出た以上は倒
れまして、やらすつもりで、かきり無理があつたわけですが、診
断書もあり、常任委員長さんにはお話し申し上げてあり、
本日の十時までに立川病院に入院するつもりで、おつたわけが

どうして、この議会に出すか、なれないとあてましたので、

本日午後二時までに入院しようと思ひ、私も最後まで、
倒れまして、やらすと思つて取りまして、なかみ私も、私
もし間違つた発言や皆さん方にご迷惑をかけることかあ
りますと責任をとり、とあてて取りまして、その結果
は責任をとり、なれないということになりまして、その
ついては今のところ、ようやらお答えもできませんし、皆さん
方にご迷惑をかけるようなこともないようと思ひます。の
で、二番議員さんのお気持もあり、かきりお言葉ありがとうございます。
倒れましてお答えしたいと思ひます。

二番 山下幸三君

大いいます。本人の申し出により、午後二
時に入院するということですが、議会といふしまは、どの
ような緊急問題にしても、身体、健康上は十分留意して